

第4表 乙調査区の層化基準 (昭和61年4月)

層番号	層化基準			
	地域(東京を100とした賃金格差 ¹⁾)による都道府県区分	毎勤基本調査区内5~29人事業所数	毎勤基本調査区内産業構成	
1	格差95以上の都道府県	15未満	製造業30%以上	A種産業 ²⁾ の事業所が1以上
2				その他
3			卸売・小売業、飲食店とサービス業の合計が60%以上	
4			その他	
5		15以上	製造業30%以上	A種産業の事業所が1以上
6				その他
7			卸売・小売業、飲食店とサービス業の合計が60%以上	
8			その他	
9	格差80以上95未満の都道府県	15未満	製造業30%以上	A種産業の事業所が1以上
10				その他
11			卸売・小売業、飲食店とサービス業の合計が60%以上	
12			その他	
13		15以上	製造業30%以上	A種産業の事業所が1以上
14				その他
15			卸売・小売業、飲食店とサービス業の合計が60%以上	
16			その他	
17	格差80未満の都道府県	15未満	製造業30%以上	A種産業の事業所が1以上
18				その他
19			卸売・小売業、飲食店とサービス業の合計が60%以上	
20			その他	
21		15以上	製造業30%以上	A種産業の事業所が1以上
22				その他
23			卸売・小売業、飲食店とサービス業の合計が60%以上	
24			その他	

(注) 1) 東京を100とした賃金格差は、毎月勤労統計調査特別調査における56年のきまって支給する現金給与額によって算出したものである。
 2) A種産業とは、規模5~29人の事業所が比較的少ない産業のことで、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業の各々をいう。

また、乙調査の場合は、労働者1人平均「きまって支給する給与」の調査産業計の標準誤差率を1%以内にするを主眼とする。

標本設計は新しい事業所統計調査が行われるたびにそれに基づき改め、標本の抽出替えを行っている。最近では、甲調査及び地方調査について昭和63年1月に昭和61年事業所統計調査の結果に基づく抽出替えを行った。なお、抽出替えは、事業所統計調査が行われなくても一定年経過(通常3年)した場合には行うことにしている。甲調査及び地方調査について昭和60年4月に行った抽出替え、乙調査及び特別調査についてそれぞれ昭和61年4月、7月に行った抽出替えは、これに該当するものである。

(2) 標本の抽出方法

昭和63年1月以降の甲調査及び地方調査の標本事業所は、昭和61年事業所統計調査の結果に基づく事業所リスト(事業所数約23万)を母集団フレームとして、産業規模別に第3表のように設定した抽出率を用いて抽出したものである。

また、乙調査の標本抽出に用いる母集団フレームは、昭和61年事業所統計調査の「事業所基本調査区」(約20万区)に基づき設定した「毎勤基本調査区」(約98,000区)で、抽出に当たってはそれを24の層(第4表参照)に分類し、各層ごとに設定した抽出率を用いて約1,900の調査区を抽出している。抽出された調査区内の調査対象となる事業所は原則として全数を調査しているが、卸売・小売業、飲食店に属する事業所についてはその数が他の産業に比して非常に多いので、約470調査区に限定して調査を行っている。

(3) 中間補正

甲調査は抽出した事業所について3年間継続して調査する方式をとっているが、その間の新設事業所や規模移動の状況を調査結果に反映させるため、12カ月ごと(昭和34年~54年の間は、6カ月ごと)に次の要領で標本事業所の補充と、推計母集団労働者数の補正等を行っている。

イ 標本事業所の補充等は次のとおりである。

(イ) 次の事業所を、毎年1月に調査対象事業所として追加する。

特別調査及び全国乙調査(7月分)によって前年8月~本年7月の間における新設及び30人未満から30人以上への規模上昇を把握した事業所であって「予備調査」によって調査対象であることを確認したもの。

(ロ) なお、調査事業所で30人以上から30人未満へ規模縮小となった事業所は今後30人以上になる可能性がないと判断した時点で、調査対象事業所から削除する。

(ハ) 調査事業所の集計規模区分は12カ月間固定しているが、1月分集計の際、集計規模区分の見直しを行っている。

(ニ) 調査事業所の産業に変更があった場合は、その都度集計産業区分の変更を行う。

ロ 上記イ、(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の異動のあった調査事業所について、その調査事業所の抽出率の逆数によって事業所異動に伴う母集団労働者数の異動分を還元し、その分だけ12月分本末推計労働者数を調整して翌年1月分の推計に用いる母集団労働者数とする。これを母集団労働者数の中間補正という。この補正のため、1月分の調査結果は前月分との間に若干のギャップを生ずることになるので、常

雇用指数については過去12カ月間に遡って修正する（他の指数及び実数については格別の措置はとらない）。

6 調査の結果

(1) 甲調査及び地方調査の結果推計方法

イ 産業、規模別各種平均値の推計方法

本調査の結果のうち、産業、規模別1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額の支払総額、延実労働時間数、延出勤日数のおおのの合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除して求める。

性、労働者の種類別各種平均値の推計方法も同様である。

$$\bar{a} = \frac{a}{\frac{1}{2} (e_0 + e_1)}$$

ここに

\bar{a} ; 各種平均値

a ; 各種調査数の合計

e_0, e_1 ; 前月末及び本月末調査労働者数の合計

(いずれも本月份調査票)

ロ 産業計及び規模計の各種平均値の推計方法

産業計、規模計の各種平均値は、産業、規模別の調査事業所の現金給与支払総額、延実労働時間数及び延出勤日数の各合計値(上記イの a)に推計比率を乗じ、それを産業又は規模について合計した値を、同様にして計算した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除してもとめる。推計比率については、「ニ 推計比率」において説明する。

性、労働者の種類別の推計方法も同様である。ただし、推計比率は性、労働者の種類別には定めないので、同一の産業、規模区分に属せば、性、労働者の種類別区分が異なっても共通の推計比率を用いる。

$$\bar{A} = \frac{\sum a \cdot r}{\frac{1}{2} (\sum e_0 \cdot r + \sum e_1 \cdot r)}$$

ここに

\bar{A} ; 各種平均値

a ; 各種調査数の合計(産業、規模別)

e_0, e_1 ; 前月末及び本月末調査労働者数の合計(産業、規模別)

r ; 推計比率(産業、規模別)

\sum ; 産業又は規模について合計をとることを示す記号

ハ 労働者数の推計方法

産業、規模別の前月末及び本月末推計労働者数は、調査事業所の前月末及び本月末調査労働者数の合計(上記ロにおける e_0, e_1)に推計比率 r を乗じたもの($e_0 \cdot r, e_1 \cdot r$)のことである。産業計又は規模計の前月末及び本月末推計労働者数は、産業、規模別前月末及び本月末推計労働者数を産業又は規模について合計したもの($\sum e_0 \cdot r, \sum e_1 \cdot r$)である。増加・減少及び採用・退職労働者数の推計も同様である。

性、労働者の種類別の推計方法も同様である。ただし、推計比率は性、労働者の種類別には定めないので、同一の産業、規模区分に属せば、性、労働者の種類区分が異なっても共通の推計比率を用いる。

ニ 推計比率

推計比率は、産業、規模別に定める数値で、本月份の推計に用いる前月末母集団労働者数 E と、本月份の調査事業所の前月末調査労働者数の合計 e_0 の比率 E/e_0 のことである。前月末推計労働者数は、前月末調査労働者数の合計 e_0 に推計比率 $r = E/e_0$ を乗じたものであるから、前月末母集団労働者数 E と等しくなる。前月末母集団労働者数 E として用いる値は、例月は、前月分調査の本月末推計労働者数である。ただし、1月分の推計には、前年の12月分の本月末推計労働者数ではなく、それに中間補正(5(3)ロ参照)を施した結果を前月末母集団労働者数とし、また、最新の事業所統計調査結果が判明したときには、それから作成した値(事業所統計によるベンチマークという)を前月末母集団労働者数とする。したがって、1月分の調査と事業所統計によるベンチマークを用いた月の調査については、本月份の前月末推計労働者数と前月分の本月末推計労働者数とが必ずしも一致するとは限らない。

ホ 産業及び規模区分

上記イ～ニにおける産業とは、前掲「第3表 甲調査の事業所抽出率表」に掲げた産業と「第5表 毎月勤労統計調査全国調査甲調査特掲産業一覧表」に掲げた産業のうち、「LS90～95を除くサービス業」以外の産業のことである。また規模とは、事業所規模1,000人以上、500～999人、100～499人、30～99人のことである。

(注) 但し、I卸売・小売業、飲食店は、I49～52(卸売業、代理商、仲立業)とI53～60(小売業、飲食店)の2つに、H運輸・通信業は、H40～46(運輸業)とH47(通信業)の2つに分けている。

(2) 乙調査の結果推計方法

乙調査の結果推計方法は、甲調査及び地方調査とおおむね同じであり、(1)ロの算式が準用できる。ただし、母集団に復元する場合、甲調査及び地方調査では推計比率を用いるが、乙調査では層別の調査区倍率(抽出率の逆数)によって復元している。

(3) 調査結果の増減率

調査結果の前年同月比増減率は、後述「7 全国調査甲調査結果から作成される指数及び労働異動率」(201頁)で解説する指数から計算することとしている。指数を作成していない項目については、指数にならって調査結果を修正した上で計算することとしている。

(4) その他

- イ 結果の表章産業は従来、産業大分類、製造業中分類中心であったが、第3次産業の中分類についても指数を作成するなど、第3次産業表章を充実する。
- ロ 雇用指数の推計方法を改善する。従来、毎年12月の中間補正によって、1月に遡って雇用指数の修正を行っていた方式を改め、雇用保険のデータを活用することで、新設、規模上昇等の事業所を把握して、その事業所の労働者数のデータから補正数を求め、毎月の雇用指数の推計に反映させることとする。

表1 新旧調査項目対照表

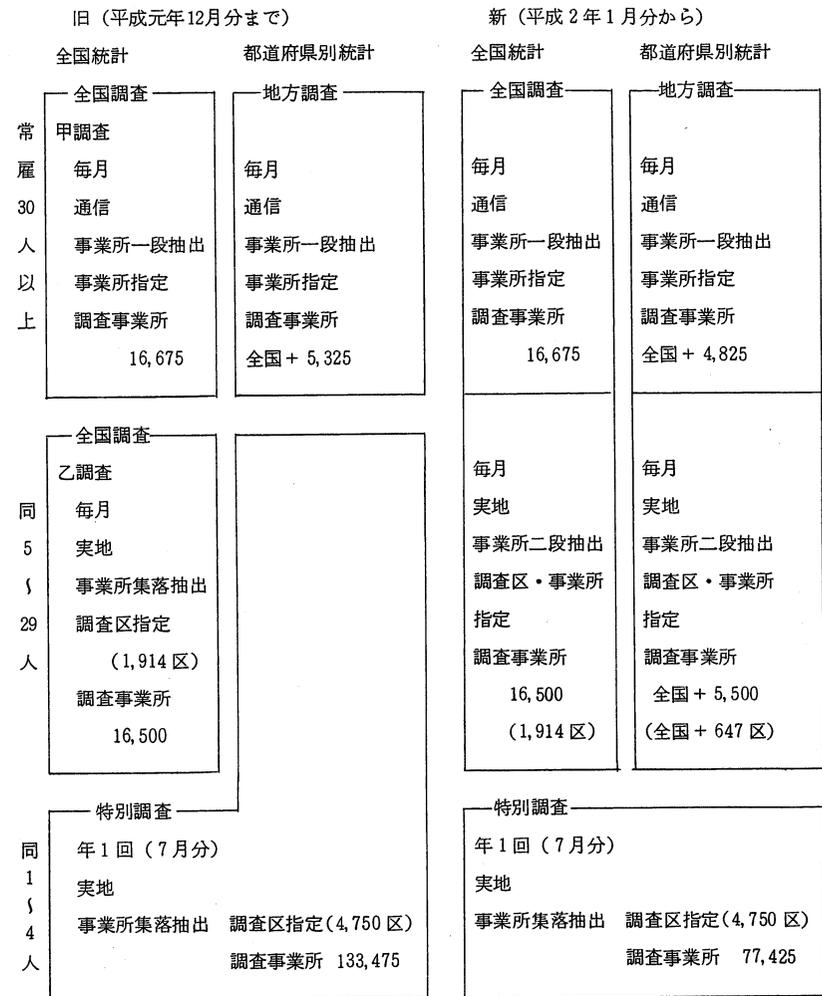
○常用労働者について

調査項目	甲調査	乙調査	改正調査
(労働者数)			
前月末労働者	○	○	○
増加労働者	○	○	○
うち採用	○ (労働者計のみ)	×	×
減少労働者	○	○	○
うち退職	○ (労働者計のみ)	×	×
本月末労働者	○	○	○
うちパートタイム労働者	×	×	○
(労働時間)			
出勤日数	○	○	○
総実労働時間	○ (次の2項目の合計)	○	○ (次の2項目の合計)
所定内労働時間	○	×	○
所定外労働時間	○	×	○
(賃金)			
きまって支給する給与	○	○	○
うち超過労働給与 (労働者計のみ)	○	×	○
特別給与	○	○	○
賞与	○	○	○
(労働者区分)			
性別	○	○	○
生産労働者と管理・事務及び技術労働者の別 (鉱業・建設・製造のみ)	○	×	×

○日雇労働者について

調査項目	甲調査	乙調査	改正調査
延人員	○	○	×
賃金総額	○	○	×

図1 調査体系新旧対照



第4表 調査区層化基準（第二種事業所）

層番号	層化基準	
	地域区分	毎月基本調査区内産業別事業所構成
1	都道府県	製造業30%以上
2		A種産業の事業所が1以上
3	市部	卸売・小売業、飲食店の合計40%以上
4		サービス業 40%以上
5		その他
6	都道府県	製造業30%以上
7		A種産業の事業所が1以上
8	郡部	卸売・小売業、飲食店の合計40%以上
9		サービス業 40%以上
10		その他

- (注) 1) A種産業とはパルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、精密機械器具製造業
2) 複数の層の条件に該当する場合は番号の少ない層に分類されるものとする。

(2) 標本の追加指定

第一種事業所は、ほぼ3年間継続して調査する方式をとっているが、その間の新設事業所や30人以上への規模上昇事業所の状況を調査結果に反映させ、また、廃止事業所や30人未満へ規模縮小となった事業所の補充を行うため、毎年1月に追加指定を行う。

追加指定事業所は、第二種事業所に係る調査の調査区内事業所名簿から把握した30人以上の新設事業所及び30人未満から30人以上へと規模上昇した事業所等のうちから抽出して指定する。

6 調査の結果

(1) 全国調査の結果推計方法

イ 推計比率

推計比率は、本月分の推計に用いる前月末母集団労働者数と、本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計の比率のことで、産業、規模別に次式によって定める。

$$r = E / e_0$$

ここに

r ; 推計比率（産業、規模別）

E ; 前月末母集団労働者数（産業、規模別）

e₀ ; 前月末調査労働者数の合計（産業、規模別）

前月末推計労働者数は、前月末調査労働者数の合計 e₀ に推計比率 r = E / e₀ を乗じたものであるから、使用した前月末母集団労働者数 E と等しくなる。

前月末母集団労働者数 E として用いる値は、前月分調査の本月末推計労働者数に(4)で述べた補正を施したものである。ただし、最新の事業所統計調査結果が判明したときには、それから作成した値（ベンチマーク(benchmark)という)を前月末母集団労働者とする。このような推計方法は、リンク・レラティブ(link-relative method)といわれるものである。

ロ 産業、規模別各種平均値の推計方法

本調査の結果のうち、産業、規模別1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数のおおのの合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除して求める。

性別各種平均値の推計方法も同様である。

ここに

$$\bar{a} = \frac{a}{\frac{1}{2}(e_0 + e_1)}$$

\bar{a} ; 各種平均値

a ; 各種調査数値の合計

e₀, e₁ ; 前月末及び本月末調査労働者数（いずれも本月分調査票）

ハ 産業計及び規模計の各種平均値の推計方法

産業計、規模計の各種平均値は、産業、規模別の調査事業所の現金給与支給総額、延べ実労働時間数及び延べ出勤日数の各合計値（上記ロの a）に推計比率（上記イ）を乗じ、それを産業又は規模について合計した値を、同様にして計算した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除してもとめる。

性別の推計方法も同様である。ただし、推計比率は同一の産業、規模区分に属せば、男女計と同一の推計比率を用い、性別には定めない。

$$\bar{A} = \frac{\sum a \cdot r}{\frac{1}{2}(\sum e_0 \cdot r + \sum e_1 \cdot r)}$$

ここに

\bar{A} ; 各種平均値

a ; 各種調査数値の合計（産業、規模別）

e₀, e₁ ; 前月末及び本月末調査労働者数（産業、規模別）

r ; 推計比率（産業、規模別）

Σ ; 産業又は規模について合計をとることを示す記号

ニ 労働者数の推計方法

産業、規模別の前月末及び本月末推計労働者数は、調査事業所の前月末及び本月末調査労働者数の合計（上記ロにおける e₀, e₁）に推計比率 r を乗じたもの(e₀・r, e₁・r)のこ

第4表 調査区層化基準（第二種事業所）

層番号	毎勤調査区内産業別事業所構成	
1	製造業の事業所比率が30%以上	A種産業 ¹⁾ の事業所が1以上
2		その他
3	卸売業、小売業及び宿泊業、飲食サービス業の事業所比率が40%以上	
4	学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業の事業所比率が40%以上	
5	その他	

(注) 1) A種産業とは、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業及び情報通信機械器具製造業。
2) 複数の層の条件に該当する場合は番号の少ない層に分類されるものとする。

(2) 標本の追加指定

第一種事業所は、ほぼ3年間継続して調査する方式をとっているが、その間の新設事業所や30人以上への規模上昇事業所の状況を調査結果に反映させ、また、廃止事業所や30人未満へ規模縮小となった事業所の補充を行うため、毎年1月に追加指定を行う。

追加指定事業所は、第二種事業所に係る調査の調査区内事業所名簿から把握した30人以上の新設事業所及び30人未満から30人以上へと規模上昇した事業所等のうちから抽出して指定する。

6 調査の結果

(1) 全国調査の結果推計方法

ア 推計比率

推計比率は、本月分の推計に用いる前月末母集団労働者数と、本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計の比率のことで、産業、規模別に次式によって定める。

$$r = E / e_0$$

ここに

r：推計比率（産業、規模別）

E：前月末母集団労働者数（産業、規模別）

e₀：前月末調査労働者数の合計（産業、規模別）

前月末推計労働者数は、前月末調査労働者数の合計e₀に推計比率r (= E / e₀) を乗じたものであるから、使用した前月末母集団労働者数Eと等しくなる。

前月末母集団労働者数Eとして用いる値は、前月分調査の本月末推計労働者数に(3)で述べる補正を施したものである。ただし、最新の事業所・企業統計調査結果が判明したときには、それから作成した値（ベンチマーク (benchmark) という) を前月末母集団労働者数とする。このような推計方法は、リンク・リラティブ法 (link-relative method) といわれるものである。

イ 産業、規模別各種平均値の推計方法

本調査の結果のうち、産業、規模別一人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数のおのおの合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除して求める。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様である。

$$\bar{a} = \frac{a}{\frac{1}{2} (e_0 + e_1)}$$

ここに

\bar{a} ：各種平均値

a：各種調査数値の合計

e₀, e₁：前月末及び本月末調査労働者数（いずれも本月分調査数）

ウ 産業計及び規模計の各種平均値の推計方法

産業計、規模計の各種平均値は、産業、規模別の調査事業所の現金給与支給総額、延べ実労働時間数及び延べ出勤日数の各合計値（上記イのa）に推計比率（上記アのr）を乗じ、それを産業又は規模について合計した値を、同様にして計算した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求める。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様である。ただし、推計比率は同一の産業、規模区分に属せば、男女計と同一の推計比率を用い、性別又は就業形態別には定めない。

$$\bar{A} = \frac{\sum a \cdot r}{\frac{1}{2} (\sum e_0 \cdot r + \sum e_1 \cdot r)}$$

ここに

\bar{A} ：各種平均値

a：各種調査数値の合計（産業、規模別）

e₀, e₁：前月末及び本月末調査労働者数（産業、規模別）

r：推計比率（産業、規模別）

Σ：産業又は規模について合計をとることを示す記号

エ 労働者数の推計方法

産業、規模別前月末及び本月末推計労働者数は、調査事業所の前月末及び本月末調査労働者数の合計（上記イにおけるe₀、e₁）に推計比率rを乗じたもの（e₀・r、e₁・r）のことである。産業計又は規模計の前月末及び本月末推計労働者数は、産業、規模別前月末及び本月末推計労働者数を産業又は規模について合計したもの（Σe₀・r、Σe₁・r）である。増加・減少労働者数及びパートタイム労働者数の推計も同様である。

性別及び就業形態別の推計方法も同様である。ただし、一般労働者数は、就業形態計の推

計労働者数からパートタイム労働者数を引くことによって求めている。

オ 産業及び規模区分

上記ア～エにおける産業とは、「第5表 毎月勤労統計調査全国調査 表章産業一覧表」に掲げた産業のことである。また、規模とは、事業所規模1,000人以上、500～999人、100～499人、30～99人、5～29人のことである。

カ 事業所規模5～29人の推計方法

なお、事業所規模5～29人区分の推計においては、第二種事業所は、同じ産業、規模区分であっても層別調査区抽出率が異なることから、第二種事業所の上記ア～エにおける前月末及び本月末調査労働者数並びに各種調査数値はそれぞれ当該事業所の抽出率の逆数を乗じたものに置き換えて合計する方法としている。

(2) 調査結果の増減率

調査結果の前年同月増減率等は、後述「8 全国調査結果から作成される指数及びギャップ修正等」で解説する指数から計算することとしている。指数を作成していない項目については、指数にならって時系列比較が可能であるように調査結果を修正した上で計算することとしている。

(3) 母集団労働者数の補正

全国調査においては、事業所の新設・廃止等に伴う労働者数の増減を推計労働者数に反映させるため、次により、毎月、母集団労働者数の補正を行っている。

ア 全国調査の対象範囲である5人以上事業所の新設、廃止、5人未満からの規模上昇及び5人未満への規模下降に伴う労働者数の変動分を、雇用保険事業所データにより、産業、規模別に推計する。

イ 調査事業所の常用労働者数が変動したことにより、対象範囲の中で規模変更があった場合には、その都度、集計規模区分を変更し、その調査事業所の規模変更に伴う規模別労働者数の変動区分を推計する。

ウ ア、イで推計した産業、規模別労働者数の変動分を、前月分調査による本月末推計労働者数に加えたものを（又は減じたものを）、今月分調査の集計で使用する母集団労働者数とする。

(4) 平成21年1月分の結果推計用の母集団労働者数

第一種事業所の抽出替えを行った平成21年1月分調査の結果推計においては、産業、規模別の前月末母集団労働者数を次のとおりとした。

$$\text{平成20年12月分調査による本月末推計労働者数} \times \frac{\text{平成18年事業所・企業統計調査による常用雇用者数}}{\text{平成18年10月分調査の前月末推計労働者数}}$$

(注) 平成18年事業所・企業統計調査は、平成18年10月1日現在で調査を行っている。

なお、平成21年1月分調査においては、従来の第一種事業所を対象とする調査（旧調査）も併せて行っているが、旧調査結果の推計に用いる前月末母集団労働者数は、平成20年12月分調査の本月末推計労働者数を(3)により補正したものである。

(5) 集計事項

毎月勤労統計調査要綱のとおりである。

(6) 夏季及び年末賞与の集計

6月、7月及び8月の3か月間（夏季）及び11月、12月、翌年1月の3か月間（年末）に支給された「特別に支払われた給与」の中から賞与、期末手当等（臨時給与）を抜き出して、夏季及び年末毎に各月分を合計したものを夏季賞与又は年末賞与（賞与の支給を行った事業所の常用労働者1人平均）として集計している。

賞与集計の主要な事項は、①賞与の支給を行った事業所数の全事業所数に対する割合、②賞与支給事業所の労働者（注）の常用労働者数に対する割合、③賞与支給事業所の常用労働者数1人当たり賞与支給額などであり、それぞれ産業、規模別に集計している。

(注) 1人平均を出すときの労働者数には、賞与を支給した事業所の労働者であって賞与の支給を受けていない労働者も含む。

なお、第二種事業所に係る調査においては7月及び1月に調査区の3分の1を入れ替えるので、賞与集計の対象となるのは、残り3分の2の調査区の実業所である。このため、地方調査では、5人以上（及び5～29人）の賞与集計は行わない。

(7) 調査結果の表章産業及び表章規模

ア 表章産業

全国調査の結果表章は、産業大分類ほか、中分類、製造業小分類、情報通信業小分類、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業小分類の中から、当該産業の労働者数などを基準にして選定し、116産業を表章しているものであり、第5表のとおりである。また、地方調査の表章産業は都道府県によって異なるが、産業大分類並びに製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）の中分類の全部又は一部を表章している。

イ 表章規模

全国調査の表章規模は、毎月の集計の場合、事業所規模について、1,000人以上、500～999人、500人以上、100～499人、30～99人、30人以上、5～29人、5人以上の8区分である。

また、地方調査の表章規模は、原則として、500人以上、100～499人、30～99人、30人以上、5～29人、5人以上の6区分であるが、調査対象事業所数が少ないところにおいては、100人以上、30～99人、30人以上、5～29人、5人以上の5区分である。

第4表 調査区層化基準（第二種事業所）

H26版

層番号	毎勤調査区内産業別事業所構成	
1	製造業の事業所比率が30%以上	A種産業 ¹⁾ の事業所が1以上
2		その他
3	卸売業、小売業及び宿泊業、飲食サービス業の事業所比率が40%以上	
4	学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業の事業所比率が40%以上	
5	その他	

(注) 1) A種産業とは、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業及び情報通信機械器具製造業。

2) 複数の層の条件に該当する場合は番号の少ない層に分類されるものとする。

(2) 標本の追加指定

第一種事業所は、ほぼ3年間継続して調査する方式をとっているが、その間の新設事業所や30人以上への規模上昇事業所の状況を調査結果に反映させ、また、廃止事業所や30人未満へ規模縮小となった事業所の補充を行うため、毎年1月に追加指定を行う。

追加指定事業所は、第二種事業所に係る調査の調査区内事業所名簿から把握した30人以上の新設事業所及び30人未満から30人以上へと規模上昇した事業所等のうちから抽出して指定する。

6 調査の結果

(1) 全国調査の結果推計方法

ア 推計比率

推計比率は、本月分の推計に用いる前月末母集団労働者数と、本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計の比率のことで、産業、規模別に次式によって定める。

$$r = E / e_0$$

ここに

r : 推計比率（産業、規模別）

E : 前月末母集団労働者数（産業、規模別）

e₀ : 前月末調査労働者数の合計（産業、規模別）

前月末推計労働者数は、前月末調査労働者数の合計 e₀ に推計比率 r (= E / e₀) を乗じたものであるから、使用した前月末母集団労働者数 E と等しくなる。

前月末母集団労働者数 E として用いる値は、前月分調査の本月末推計労働者に(3)で述べる補正を施したものである。ただし、最新のセンサス結果が判明したときには、それから作成した値（ベンチマーク（benchmark）という）を前月末母集団労働者数とする。このような推計方法は、リンク・リラティブ（link-relative method）といわれるものである。

イ 産業、規模別各種平均値の推計方法

本調査の結果のうち、産業、規模別一人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数のおの合計を、

前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除して求める。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様である。

$$\bar{a} = \frac{a}{\frac{1}{2}(e_0 + e_1)}$$

ここに

\bar{a} : 各種平均値

a : 各種調査数値の合計

e₀, e₁ : 前月末及び本月末調査労働者数（いずれも本月分調査票）

ウ 産業計及び規模計の各種平均値の推計方法

産業計、規模計の各種平均値は、産業、規模別の調査事業所の現金給与支給額、延べ実労働時間数及び延べ出勤日数の各合計値（上記イの a）に推計比率（上記アの r）を乗じ、それを産業又は規模について合計した値を、同様にして計算した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求める。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様である。ただし、推計比率は同一の産業、規模区分に属せば、男女計と同一の推計比率を用い、性別又就業形態別には定めない。

$$\bar{A} = \frac{\sum a \cdot r}{\frac{1}{2}(\sum e_0 \cdot r + \sum e_1 \cdot r)}$$

ここに

\bar{A} : 各種平均値

a : 各種調査数値の合計（産業、規模別）

e₀, e₁ : 前月末及び本月末調査労働者数（産業、規模別）

r : 推計比率（産業、規模別）

Σ : 産業又は規模について合計をとることを示す記号

エ 労働者数の推計方法

産業、規模別前月末及び本月末推計労働者数は、調査事業所の前月末及び本月末調査労働者数の合計（上記イにおける e₀, e₁）に推計比率 r を乗じたもの（e₀・r, e₁・r）のことである。産業計又は規模計の前月末及び本月末推計労働者数は、産業規模別前月末及び本月末推計労働者数を産業又は規模について合計したもの（Σ e₀・r, Σ e₁・r）である。増加・減少労働者数及びパートタイム労働者数の推計も同様である。

性別及び就業形態別の推計方法も同様である。ただし、一般労働者数は、就業形態計の推計労働者数からパートタイム労働者数を引くことによって求めている。

オ 産業及び規模区分

上記ア～エにおける産業とは、「第5表 毎月勤労統計調査全国調査 表章産業一覧表」に掲げた産業のことである。また、規模とは、事業所規模1,000人以上、500～999人、100～499人、30～99人、5～29人のことである。

カ 事業所規模5～29人の推計方法

なお、事業所規模5～29人区分の推計においては、第二種事業所は、同じ産業、規模区分であっても層別調査区抽出率が異なることから、第二種事業所の上記ア～エにおける前月末及び本月末調査労働者数並びに各種調査数値はそれぞれ当該事業所の抽出率の逆数を乗じたものに置き換えて合計する方法としている。

(2) 調査結果の増減率

調査結果の前年同月増減率等は、後述「8 全国調査結果から作成される指数及ギャップ修正等」で解説する指数から計算することとしている。指数を作成していない項目については、指数にならって時系列比較が可能であるように調査結果を修正した上で計算することとしている。

(3) 母集団労働者数の補正

全国調査においては、事業所の新設・廃止等に伴う労働者数の増減を推計労働者数に反映させるため、次により、毎月、母集団労働者数の補正を行っている。

ア 全国調査の対象範囲である5人以上事業所の新設、廃止、5人未満からの規模上昇及び5人未満への規模下降に伴う労働者数の変動分を、雇用保険事業所データにより、産業、規模別に推計する。

イ 調査事業所の常用労働者数が変動したことにより、対象範囲の中で規模変更があった場合には、その都度、集計規模区分を変更し、その調査事業所の規模変更に伴う規模別労働者数の変動区分を推計する。

ウ ア、イで推計した産業、規模別労働者数の変動分を、前月分調査による本月末推計労働者数に加えたものを（又は減じたものを）、今月分調査の集計で使用する母集団労働者数とする。

(4) 平成24年1月分の結果推計用の母集団労働者数

第一種事業所の抽出替えを行った平成24年1月分調査の結果推計においては、産業、規模別の前月末母集団労働者数を次のとおりとした。

$$\text{平成23年12月分調査による本月末推計労働者数} \times \frac{\text{平成21年経済センサス基礎調査による常用雇用者数}}{\text{平成21年7月分調査の前月末推計労働者数(新産業分類返還後)}}$$

(注) 平成21年センサスは、平成21年7月1日現在で調査を行っている。

なお、平成24年1月分調査においては、従来の第一種事業所を対象とする調査(旧調査)も併せて行っているが、旧調査結果の推計に用いる前月末母集団労働者数は平成23年12月分調査の本月末推計労働者数を(3)により補正したものである。

(5) 集計事項

毎月勤労統計調査要綱のとおりである。

(6) 夏季及び年末賞与の集計

6月、7月及び8月の3か月間(夏季)及び11月、12月、翌年1月の3か月間(年末)に支給された「特別に支払われた給与」の中から賞与、期末手当等(臨時給与)を抜き出して、夏季及び年末毎に各月分を合計したものを夏季賞与又は年末賞与(賞与の支給を行った事業所の常用労働者1人平均)として集計している。

賞与集計の主要な事項は、①賞与の支給を行った事業所数の全事業所数に対する割合、②賞与支給事業所の労働者(注)の常用労働者数に対する割合、③賞与支給事業所の常用労働者数1人当たり賞与支給額などであり、それぞれ産業、規模別に集計している。

(注) 1人平均を出すときの労働者数には、賞与を支給した事業所の労働者であって賞与の支給を受けていない労働者も含む。

なお、第二種事業所に係る調査においては、7月及び1月に調査区の3分の1を入れ替えるので、賞与集計の対象となるのは、残り3分の2の調査区の実業所である。このため、地方調査では、5人以上(及び5～29人)の賞与集計は行わない。

(7) 調査結果の表章産業及び表章規模

ア 表章産業

全国調査の結果表章は、産業大分類ほか、中分類及び製造業小分類、情報通信業小分類、卸売業、小売業、不動産業、物品貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業小分類の中から当該産業の労働者数などを基準にして選定し、116産業を表章しているものであり、第5表のとおりである。

また、地方調査の表章産業は都道府県によって異なるが、産業大分類並びに製造業、卸売業、小売業及び医療、福祉の中分類の全部又は一部を表章している。

イ 表章規模

全国調査の表章規模は、毎月の集計の場合、事業所規模について、1,000人以上、500～999人、500人以上、100～499人、30～99人、30人以上、5～29人、5人以上の8区分である。

また、地方調査の表章規模は、原則として、500人以上、100～499人、30～99人、30人以上、5～29人、5人以上の6区分であるが、調査対象事業所数が少ないところにおいては、100人以上、30～99人、30人以上、5～29人、5人以上の5区分である。

第4表 調査区層化基準（第二種事業所）

H27版

層番号	毎動調査区内産業別事業所構成	
1	製造業の事業所比率が30%以上	A種産業 ¹⁾ の事業所が1以上
2		その他
3	卸売業、小売業及び宿泊業、飲食サービス業の事業所比率が40%以上	
4	学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業の事業所比率が40%以上	
5	その他	

(注) 1) A種産業とは、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業及び情報通信機械器具製造業。

2) 複数の層の条件に該当する場合は番号の少ない層に分類されるものとする。

(2) 標本の追加指定

第一種事業所は、ほぼ3年間継続して調査する方式をとっているが、その間の新設事業所や30人以上への規模上昇事業所の状況を調査結果に反映させ、また、廃止事業所や30人未満へ規模縮小となった事業所の補充を行うため、毎年1月に追加指定を行う。

追加指定事業所は、第二種事業所に係る調査の調査区内事業所名簿から把握した30人以上の新設事業所及び30人未満から30人以上へと規模上昇した事業所等のうちから抽出して指定する。

6 調査の結果

(1) 全国調査の結果推計方法

ア 推計比率

推計比率は、本月分の推計に用いる前月末母集団労働者数と、本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計の比率のことで、産業、規模別に次式によって定める。

$$r = E / e_0$$

ここに

r ; 推計比率（産業、規模別）

E ; 前月末母集団労働者数（産業、規模別）

e₀ ; 前月末調査労働者数の合計（産業、規模別）

前月末推計労働者数は、前月末調査労働者数の合計e₀に推計比率r (= E / e₀)を乗じたものであるから、使用した前月末母集団労働者数Eと等しくなる。

前月末母集団労働者数Eとして用いる値は、前月分調査の本月末推計労働者に(3)で述べる補正を施したものである。ただし、最新のセンサス結果が判明したときには、それから作成した値（ベンチマーク (benchmark) という)を前月末母集団労働者数とする。このような推計方法は、リンク・リラティブ (link-relative method) といわれるものである。

イ 産業、規模別各種平均値の推計方法

本調査の結果のうち、産業、規模別一人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数のおのおの合計を、

前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除して求める。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様である。

$$\bar{a} = \frac{a}{\frac{1}{2}(e_0 + e_1)}$$

ここに

\bar{a} ; 各種平均値

a ; 各種調査数値の合計

e₀, e₁ ; 前月末及び本月末調査労働者数（いずれも本月分調査票）

ウ 産業計及び規模計の各種平均値の推計方法

産業計、規模計の各種平均値は、産業、規模別の調査事業所の現金給与支給額、延べ実労働時間数及び延べ出勤日数の各合計値（上記イのa）に推計比率（上記アのr）を乗じ、それを産業又は規模について合計した値を、同様にして計算した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求める。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様である。ただし、推計比率は同一の産業、規模区分に属せば、男女計と同一の推計比率を用い、性別又は就業形態別には定めない。

$$\bar{A} = \frac{\sum a \cdot r}{\frac{1}{2}(\sum e_0 \cdot r + \sum e_1 \cdot r)}$$

ここに

\bar{A} ; 各種平均値

a ; 各種調査数値の合計（産業、規模別）

e₀, e₁ ; 前月末及び本月末調査労働者数（産業、規模別）

r ; 推計比率（産業、規模別）

Σ ; 産業又は規模について合計をとることを示す記号

エ 労働者数の推計方法

産業、規模別前月末及び本月末推計労働者数は、調査事業所の前月末及び本月末調査労働者数の合計（上記イにおけるe₀, e₁）に推計比率rを乗じたもの（e₀・r, e₁・r）のことである。産業計又は規模計の前月末及び本月末推計労働者数は、産業、規模別前月末及び本月末推計労働者数を産業又は規模について合計したもの（Σ e₀・r, Σ e₁・r）である。増加・減少労働者数及びパートタイム労働者数の推計も同様である。

性別及び就業形態別の推計方法も同様である。ただし、一般労働者数は、就業形態計の推計労働者数からパートタイム労働者数を引くことによって求めている。

オ 産業及び規模区分

上記ア～エにおける産業とは、「第5表 毎月勤労統計調査全国調査 表章産業一覧表」に掲げた産業のことである。また、規模とは、事業所規模1,000人以上、500～999人、100～499人、30～99人、5～29人のことである。

第4表 調査区層化基準(第二種事業所)

H28版

層番号	毎勤調査区内産業別事業所構成	
1	製造業の事業所比率が30%以上	A種産業 ¹⁾ の事業所数が1以上
2		その他
3	卸売業、小売業及び宿泊業、飲食サービス業の事業所比率が40%以上	
4	学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業の事業所比率が40%以上	
5	その他	

(注) 1) A種産業とは、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業及び情報通信機械器具製造業。
2) 複数の層の条件に該当する場合は、番号の少ない層に分類されるものとする。

(2) 標本の追加指定

第一種事業所は、ほぼ3年間継続して調査する方式をとっているが、その間の新設事業所や30人以上への規模上昇事業所の状況を調査結果に反映させ、また、廃止事業所や30人未満へ規模縮小となった事業所の補充を行うため、毎年1月に追加指定を行う。

追加指定事業所は、第二種事業所に係る調査の調査区内事業所名簿から把握した30人以上の新設事業所及び30人未満から30人以上へと規模上昇した事業所等のうちから抽出して指定する。

6 調査の結果

(1) 全国調査の結果推計方法

ア 推計比率

推計比率は、本月分の推計に用いる前月末母集団労働者数と、本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計の比率のことで、産業、規模別に次式によって定める。

$$r = E / e_0$$

ここに

r; 推計比率 (産業、規模別)

E; 前月末母集団労働者数 (産業、規模別)

e₀; 前月末調査労働者数の合計 (産業、規模別)

前月末推計労働者数は、前月末調査労働者数の合計 e₀ に推計比率 r (= E / e₀) を乗じたものであるから、使用した前月末母集団労働者数 E と等しくなる。

前月末母集団労働者数 E として用いる値は、前月分調査の本月末推計労働者に(3)で述べる補正を施したものである。ただし、最新のセンサス結果が判明したときには、それから作成した値を前月末母集団労働者数とする。このような推計方法は、リンク・リラティブ (link-relative method) といわれるものである。

イ 産業、規模別各種平均値の推計方法

本調査の結果のうち、産業、規模別一人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数のおのおの合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除して求める。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様である。

$$\bar{a} = \frac{a}{\frac{1}{2}(e_0 + e_1)}$$

ここに

\bar{a} ; 各種平均値

a ; 各種調査数値の合計

e₀, e₁ ; 前月末及び本月末調査労働者数 (いずれも本月分調査票)

ウ 産業計及び規模計の各種平均値の推計方法

産業計、規模計の各種平均値は、産業、規模別の調査事業所の現金給与支給額、延べ実労働時間数及び延べ出勤日数の各合計値 (上記イの a) に推計比率 (上記アの r) を乗じ、それを産業又は規模について合計した値を、同様にして計算した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求める。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様である。ただし、推計比率は同じ産業、規模区分の男女計の推計比率を用い、性別又就業形態別には定めない。

$$\bar{A} = \frac{\sum ar}{\frac{1}{2}(\sum e_0 r + \sum e_1 r)}$$

ここに

\bar{A} ; 各種平均値

a ; 各種調査数値の合計 (産業、規模別)

e₀, e₁ ; 前月末及び本月末調査労働者数 (産業、規模別)

r ; 推計比率 (産業、規模別)

\sum ; 産業又は規模について合計をとることを示す記号

エ 労働者数の推計方法

産業、規模別前月末及び本月末推計労働者数は、調査事業所の前月末及び本月末調査労働者数の合計 (上記イにおける e₀, e₁) に推計比率 r を乗じたもの (e₀・r, e₁・r) のことである。産業計又は規模計の前月末及び本月末推計労働者数は、産業、規模別前月末及び本月末推計労働者数を産業又は規模について合計したもの (Σe₀・r, Σe₁・r) である。増加・減少労働者数及びパートタイム労働者数の推計も同様である。

性別及び就業形態別の推計方法も同様である。ただし、一般労働者数は、就業形態計の推計労働者数からパートタイム労働者数を引くことによって求めている。

オ 産業及び規模区分

上記ア～エにおける産業とは、「第5表 毎月勤労統計調査全国調査 表章産業一覧表」に掲げた産業のことである。また、規模とは、事業所規模1,000人以上、500～999人、100～499人、30～99人、5～29人のことである。

カ 事業所規模5～29人の推計方法

なお、事業所規模5～29人区分の推計においては、第二種事業所は、同じ産業、規模区

分であっても層別調査区抽出率が異なることから、第二種事業所の上記ア～エにおける前月末及び本月末調査労働者数並びに各種調査数値はそれぞれ当該事業所の抽出率の逆数を乗じたものに置き換えて合計する方法としている。

(2) 調査結果の増減率

調査結果の増減率は、後述「8 全国調査結果から作成される指数及びギャップ修正等」で解説する指数から計算することとしている。指数を作成していない項目については、指数にならって時系列比較が可能であるように調査結果を補正した上で計算することとしている。

(3) 母集団労働者数の補正

全国調査においては、事業所の新設・廃止等に伴う労働者数の増減を推計労働者数に反映させるため、次により、毎月、母集団労働者数の補正を行っている。

- ア 全国調査の対象範囲である5人以上事業所の新設、廃止、5人未満からの規模上昇及び5人未満への規模下降に伴う労働者数の変動分を、雇用保険事業所データにより、産業、規模別に推計する。
- イ 調査事業所の常用労働者数が変動したことにより、対象範囲の中で規模変更があった場合には、その都度、集計規模区分を変更し、その調査事業所の規模変更に伴う規模別労働者数の変動区分を推計する。
- ウ ア、イで推計した産業、規模別労働者数の変動分を、前月分調査による本月末推計労働者数に加えたものを（又は減じたものを）、今月分調査の集計で使用する母集団労働者数とする。

(4) 平成27年1月分の結果推計用の母集団労働者数

第一種事業所の抽出替えを行った平成27年1月分調査の結果推計においては、産業、規模別の前月末母集団労働者数は新集計、旧集計ともに、平成26年12月分調査の本月末推計労働者数を(3)により補正したものである。

これは、本来最新のセンサスにより母集団労働者数を新たに算定するが、今回抽出替えに使用した平成24年経済センサス-活動調査では、官公営事業所について調査していないため、正確な母集団労働者数が把握できないからである。

(5) 集計事項

毎月勤労統計調査要綱のとおりである。

(6) 夏季及び年末賞与の集計

6月、7月及び8月の3か月間（夏季）及び11月、12月、翌年1月の3か月間（年末）に支給された「特別に支払われた給与」の中から賞与、期末手当等（臨時給与）を抜き出して、夏季及び年末毎に各月分を合計したものを夏季賞与又は年末賞与（賞与の支給を行った事業所の常用労働者1人平均）として集計している。

賞与集計の主要な事項は、①賞与の支給を行った事業所数の全事業所数に対する割合、②

賞与支給事業所の労働者（注）の常用労働者数に対する割合、③賞与支給事業所の常用労働者数1人当たり賞与支給額などであり、それぞれ産業、規模別に集計している。

（注）1人平均を出すときの労働者数には、賞与を支給した事業所の労働者であって賞与の支給を受けていない労働者も含む。

なお、第二種事業所に係る調査においては、7月及び1月に調査区の3分の1を入れ替えるので、賞与集計の対象となるのは、残り3分の2の調査区の事業所である。このため、地方調査では、5人以上（及び5～29人）の賞与集計は行わない。

(7) 調査結果の表章産業及び表章規模

ア 表章産業

全国調査の結果表章は、産業大分類ほか、中分類及び製造業小分類、情報通信業小分類、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業小分類の中から当該産業の労働者数などを基準にして選定し、116産業を表章しているものであり、第5表のとおりである。

また、地方調査の表章産業は都道府県によって異なるが、産業大分類並びに製造業、卸売業、小売業及び医療、福祉の中分類の全部又は一部を表章している。

イ 表章規模

全国調査の表章規模は、毎月の集計の場合、事業所規模について、1,000人以上、500～999人、500人以上、100～499人、30～99人、30人以上、5～29人、5人以上の8区分である。

また、地方調査の表章規模は、原則として、500人以上、100～499人、30～99人、30人以上、5～29人、5人以上の6区分であるが、調査対象事業所数が少ないところにおいては、100人以上、30～99人、30人以上、5～29人、5人以上の5区分である。

て、あらかじめ定められた契約や規則等によらない労働者に現実に支払われた給与や、あらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、その給与の算定が3か月を超える期間ごとに行われるものをいう。

また、夏季、年末賞与等のようにあらかじめ支給条件は決められているがその額の算定方法が決定されていないものや、結婚手当等のように支給条件、支給額が労働協約等によってあらかじめ確定していても非常にまれに支給されたり支給事由の発生が不確定なものも含める。

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計金額をいう。

(5) パートタイム労働者比率

「パートタイム労働者比率」とは、調査期間末の全常用労働者数に占めるパートタイム労働者数の割合を百分率化したものをいう。

(6) 入職率、離職率

「入職率」とは、調査期間中に採用、転勤等で入職（同一企業内の事業所間の異動も含める。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率化したものをいう。

「離職率」とは、調査期間中に退職、転勤等で離職（同一企業内の事業所間の異動も含める。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率化したものをいう。

8 全国調査結果から作成される指数及びギャップ修正等

(1) 指数の作成

本調査では、調査結果の時系列的利用の便を図るため、作成する統計のうち主なものについては、特定の年（「基準年」という。現在は平成22年である。）の平均を100とする指数を計算し、時系列統計表の形式で提示することにしている。さらに賃金の実質的な購買力を示す指標として、賃金指数を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して算出した実質賃金指数を作成している。

(2) 指数の改訂

これらの指数は、①基準年の変更に伴う改訂（以下「基準時更新」という。）、②第一種事業所の抽出替えに伴う改訂及び③常用労働者数のベンチマーク更新という3つの事由で過去に遡って改訂する。

ア 基準時更新

基準時更新とは、指数の基準年を西暦年の末尾が0又は5の付く年に変更する改訂のことをいい、5年ごとに行うものである（指数の基準時に関する統計基準（平成22年3月31日総務省告示第112号）に基づく）。この基準時更新では、各指数を過去全期間にわたって改訂するが、増減率は遡及改訂しない。ただし、実質賃金指数については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で基準時更新に伴い増減率が遡及改定される間（新基準年の翌年1月分以降）、増減率を再計算する。

イ 第一種事業所の抽出替えに伴う改訂（ギャップ修正）

センサスの実施周期に合わせて、第一種事業所の抽出替え（調査対象事業所の入れ替え）を行っている。その際に、新旧の調査対象事業所が入れ替わったことにより、単位集計区分内の集計値（注）にギャップが生じるため、新旧の期間をまたぐ統計の接続性を確保するために、それを技術的に補正している。この補正のことを「ギャップ修正」と呼んでいる。

（注）リンク・リラティブ方式で集計している労働者数を除く。

ギャップ修正の考え方の基本は、①第一種事業所の抽出替え（新母集団枠に基づくもの）実施月の新サンプルによる調査結果は、最新の事業所情報を反映した水準と考えられる。②一方、旧サンプルの調査結果についても、それぞれの調査時点での事業所情報を反映した水準であると考えられる。③調査対象が入れ替わったことによる新・旧結果の「ずれ」について、新・旧の期間をまたぐ分析を行う際には、抽出替えを行った月に急激な変化が生じたと考えることは、不適切であると考えられるため、旧サンプルの結果が新サンプルの結果になめらかに接続するよう、旧サンプルの調査開始時点で遡って段階的に調整する。

賃金・労働時間指数を例に取れば、第一種事業所の抽出替え実施月に旧サンプルと新サンプルとの調査を行い、新サンプルによる調査結果を最新の事業所情報が反映された水準と考え、この水準と現行の指数の水準との間に生じるギャップについて、過去に遡って技術的に補正している。

なお、指数を作成していない所定外給与、特別に支払われた給与及び夏季・年末賞与についても、このギャップの補正計算と同様な計算を行い、増減率のみ改訂する。

ただし、毎月の絶対的な水準を表す実数値については、改訂を行っていない。そのため、公表されている増減率と実数から計算した増減率は必ずしも一致しないので、時系列比較をする際には注意を要する。また、パートタイム労働者比率及び入・離職率はギャップ修正を行わない。

ウ 常用労働者数のベンチマークの更新（常用雇用指数のギャップ修正）

単位集計区分毎に前月のベンチマーク（注1）に対して、標本事業所における前月から当月への変動を反映し、当月の値を算出するリンク・リラティブ方式で常用労働者数を推計している。また、この常用労働者数は、単位集計区分の集計値を積み上げる際のウエイトとしても利用されている。

常用労働者数のベンチマークの数値については、センサスの結果が利用できるタイミングで更新している。この時、常用雇用指数（就業形態計）については、前回のベンチマーク設定時点以降の期間の指数についてギャップ修正を行っている。

なお、一般労働者・パートタイム労働者別の常用雇用指数について、基本的には、常用雇用指数（就業形態計）の補正の考え方と同様に行っているが、新母集団労働者数を用いて新・旧の両サンプルそれぞれの集計を行った場合、旧調査結果と新調査結果とでは、前月末の一般労働者・パートタイム労働者の推計値にギャップが生じるため、常用雇用指数（就業形態計）の補正に加えて、このギャップについての補正を行っている。

（注1）前月の母集団労働者数に雇用保険事業所データによる補正を施したもの。

9 平成27年1月分調査における指数の改訂の考え方

平成27年1月のギャップ修正は、平成24年次フレーム（事業所母集団データベース）に基づく第一種事業所の抽出替えを平成27年1月分調査において行ったことに伴い、賃金指数及

第4表 調査区層化基準(第二種事業所)

H29版

層番号	毎勤調査区内産業別事業所構成	
1	製造業の事業所比率が30%以上	A種産業 ¹⁾ の事業所数が1以上
2		その他
3	卸売業、小売業及び宿泊業、飲食サービス業の事業所比率が40%以上	
4	学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業の事業所比率が40%以上	
5	その他	

(注) 1) A種産業とは、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業及び情報通信機器器具製造業。
2) 複数の層の条件に該当する場合は、番号の少ない層に分類されるものとする。

(2) 標本の追加指定

第一種事業所は、ほぼ3年間継続して調査する方式をとっているが、その間の新設事業所や30人以上への規模上昇事業所の状況を調査結果に反映させ、また、廃止事業所や30人未満へ規模縮小となった事業所の補充を行うため、毎年1月に追加指定を行う。

追加指定事業所は、第二種事業所に係る調査の調査区内事業所名簿から把握した30人以上の新設事業所及び30人未満から30人以上へと規模上昇した事業所等のうちから抽出して指定する。

6 調査の結果

(1) 全国調査の結果推計方法

ア 推計比率

推計比率は、本月分の推計に用いる前月末母集団労働者数と、本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計の比率のことで、産業、規模別に次式によって定める。

$$r = E / e_0$$

ここに

r ; 推計比率 (産業、規模別)

E ; 前月末母集団労働者数 (産業、規模別)

e₀ ; 前月末調査労働者数の合計 (産業、規模別)

前月末推計労働者数は、前月末調査労働者数の合計 e₀ に推計比率 r (= E / e₀) を乗じたものであるから、使用した前月末母集団労働者数 E と等しくなる。

前月末母集団労働者数 E として用いる値は、前月分調査の本月末推計労働者に(3)で補正を施したものである。ただし、最新のセンサス結果が判明したときには、それら作成した値を前月末母集団労働者数とする。このような推計方法は、リンク・リラティブ (link-relative method) といわれるものである。

イ 産業、規模別各種平均値の推計方法

本調査の結果のうち、産業、規模別一人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤率は、調査事業所の現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数のおの合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除して求める。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様である。

$$\bar{a} = \frac{a}{\frac{1}{2}(e_0 + e_1)}$$

ここに

\bar{a} ; 各種平均値

a ; 各種調査数値の合計

e₀, e₁ ; 前月末及び本月末調査労働者数 (いずれも本月分調査票)

ウ 産業計及び規模計の各種平均値の推計方法

産業計、規模計の各種平均値は、産業、規模別の調査事業所の現金給与支給額、延べ実労働時間数及び延べ出勤日数の各合計値 (上記イの a) に推計比率 (上記アの r) を乗じ、それを産業又は規模について合計した値を、同様にして計算した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求める。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様である。ただし、推計比率は同じ産業、規模区分の男女計の推計比率を用い、性別又就業形態別には定めない。

$$\bar{A} = \frac{\sum ar}{\frac{1}{2}(\sum e_0 r + \sum e_1 r)}$$

ここに

\bar{A} ; 各種平均値

a ; 各種調査数値の合計 (産業、規模別)

e₀, e₁ ; 前月末及び本月末調査労働者数 (産業、規模別)

r ; 推計比率 (産業、規模別)

Σ ; 産業又は規模について合計をとることを示す記号

エ 労働者数の推計方法

産業、規模別前月末及び本月末推計労働者数は、調査事業所の前月末及び本月末調査労働者数の合計 (上記イにおける e₀, e₁) に推計比率 r を乗じたもの (e₀・r, e₁・r) のことである。産業計又は規模計の前月末及び本月末推計労働者数は、産業、規模別前月末及び本月末推計労働者数を産業又は規模について合計したもの (Σ e₀・r, Σ e₁・r) である。増加・減少労働者数及びパートタイム労働者数の推計も同様である。

性別及び就業形態別の推計方法も同様である。ただし、一般労働者数は、就業形態計の推計労働者数からパートタイム労働者数を引くことによって求めている。

オ 産業及び規模区分

上記ア～エにおける産業とは、「第5表 毎月勤労統計調査全国調査 表章産業一覧表」に掲げた産業のことである。また、規模とは、事業所規模 1,000人以上、500～999人、100～499人、30～99人、5～29人のことである。

カ 事業所規模 5～29 人の推計方法

なお、事業所規模 5～29 人区分の推計においては、第二種事業所は、同じ産業、規模区分であっても層別調査区抽出率が異なることから、第二種事業所の上記ア～エにおける前月末及び本月末調査労働者数並びに各種調査数値はそれぞれ当該事業所の抽出率の逆数を乗じたものに置き換えて合計する方法としている。

(2) 調査結果の増減率

調査結果の増減率は、後述「8 全国調査結果から作成される指数及びギャップ修正等」で解説する指数から計算することとしている。指数を作成していない項目については、指数にならって時系列比較が可能であるように調査結果を補正した上で計算することとしている。

(3) 母集団労働者数の補正

全国調査においては、事業所の新設・廃止等に伴う労働者数の増減を推計労働者数に反映させるため、次により、毎月、母集団労働者数の補正を行っている。

ア 全国調査の対象範囲である 5 人以上事業所の新設、廃止、5 人未満からの規模上昇及び 5 人未満への規模下降に伴う労働者数の変動分を、雇用保険事業所データにより、産業、規模別に推計する。

イ 調査事業所の常用労働者数が変動したことにより、対象範囲の中で規模変更があった場合には、その都度、集計規模区分を変更し、その調査事業所の規模変更に伴う規模別労働者数の変動区分を推計する。

ウ ア、イで推計した産業、規模別労働者数の変動分を、前月分調査による本月末推計労働者数に加えたものを（又は減じたものを）、今月分調査の集計で使用する母集団労働者数とする。

(4) 平成 27 年 1 月分の結果推計用の母集団労働者数

第一種事業所の抽出替えを行った平成 27 年 1 月分調査の結果推計においては、産業、規模別の前月末母集団労働者数は新集計、旧集計ともに、平成 26 年 12 月分調査の本月末推計労働者数を(3)により補正したものである。

これは、本来最新のセンサスにより母集団労働者数を新たに算定するが、今回抽出替えに使用した平成 24 年経済センサス-活動調査では、官公営事業所について調査していないため正確な母集団労働者数が把握できないからである。

(5) 集計事項

毎月勤労統計調査要綱のとおりである。

(6) 夏季及び年末賞与の集計

6 月、7 月及び 8 月の 3 か月間（夏季）及び 11 月、12 月、翌年 1 月の 3 か月間（年末）に支給された「特別に支払われた給与」の中から賞与、期末手当等（臨時給与）を抜き出して、夏季及び年末毎に各月分を合計したものを夏季賞与又は年末賞与（賞与の支給を行った事業所の常用労働者 1 人平均）として集計している。

賞与集計の主要な事項は、①賞与の支給を行った事業所数の全事業所数に対する割合、②賞与支給事業所の労働者（注）の常用労働者数に対する割合、③賞与支給事業所の常用労働者数 1 人当たり賞与支給額などであり、それぞれ産業、規模別に集計している。

（注）1 人平均を出すときの労働者数には、賞与を支給した事業所の労働者であって賞与の支給を受けていない労働者も含む。

なお、第二種事業所に係る調査においては、7 月及び 1 月に調査区の 3 分の 1 を入れ替えるので、賞与集計の対象となるのは、残り 3 分の 2 の調査区の実業所である。このため、地方調査では、5 人以上（及び 5～29 人）の賞与集計は行わない。

(7) 調査結果の表章産業及び表章規模

ア 表章産業

全国調査の結果表章は、産業大分類ほか、中分類及び製造業小分類、情報通信業小分類、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業小分類の中から当該産業の労働者数などを基準にして選定し、116 産業を表章しているものであり、第 5 表のとおりである。

また、地方調査の表章産業は都道府県によって異なるが、産業大分類並びに製造業、卸売業、小売業及び医療、福祉の中分類の全部又は一部を表章している。

イ 表章規模

全国調査の表章規模は、毎月の集計の場合、事業所規模について、1,000 人以上、500～999 人、500 人以上、100～499 人、30～99 人、30 人以上、5～29 人、5 人以上の 8 区分である。

また、地方調査の表章規模は、原則として、500 人以上、100～499 人、30～99 人、30 人以上、5～29 人、5 人以上の 6 区分であるが、調査対象事業所数が少ないところにおいては、100 人以上、30～99 人、30 人以上、5～29 人、5 人以上の 5 区分である。

いて、あらかじめ定められた契約や規則等によらない労働者に現実に支払われた給与や、あらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、その給与の算定が3か月を超える期間ごとに行われるものをいう。

また、夏季、年末賞与等のようにあらかじめ支給条件は決められているがその額の算定方法が決定されていないものや、結婚手当等のように支給条件、支給額が労働協約等によってあらかじめ確定していても非常にまれに支給されたり支給事由の発生が不確定なものも含める。

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計金額をいう。

(5) パートタイム労働者比率

「パートタイム労働者比率」とは、調査期間末の全常用労働者数に占めるパートタイム労働者数の割合を百分率化したものをいう。

(6) 入職率、離職率

「入職率」とは、調査期間中に採用、転勤等で入職（同一企業内の事業所間の異動も含まれる。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率化したものをいう。

「離職率」とは、調査期間中に退職、転勤等で離職（同一企業内の事業所間の異動も含まれる。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率化したものをいう。

8 全国調査結果から作成される指数及びギャップ修正等

(1) 指数の作成

本調査では、調査結果の時系列的利用の便を図るため、作成する統計のうち主なものについては、特定の年（「基準年」という。現在は平成27年である。）の平均を100とする指数を計算し、時系列統計表の形式で提示することにしている。さらに賃金の実質的な購買力を示す指標として、賃金指数を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して算出した実質賃金指数を作成している。

(2) 指数の改訂

これらの指数は、①基準年の変更に伴う改訂（以下「基準時更新」という。）、②第一種事業所の抽出替えに伴う改訂及び③常用労働者数のベンチマーク更新という3つの事由で過去に遡って改訂する。

ア 基準時更新

基準時更新とは、指数の基準年を西暦年の末尾が0又は5の付く年に変更する改訂のことをいい、5年ごとに行うものである（指数の基準時に関する統計基準（平成22年3月31日総務省告示第112号）に基づく）。この基準時更新では、各指数を過去全期間にわたって改訂するが、増減率は遡及改訂しない。

イ 第一種事業所の抽出替えに伴う改訂（ギャップ修正）

センサスの実施周期に合わせて、第一種事業所の抽出替え（調査対象事業所の入れ替え）を行っている。その際に、新旧の調査対象事業所が入れ替わったことにより、単位集計区

分内の集計値（注）にギャップが生じるため、新旧の期間をまたぐ統計の接続性を確保するために、それを技術的に補正している。この補正のことを「ギャップ修正」と呼んでいる。

（注）リンク・リラティブ方式で集計している労働者数を除く。

ギャップ修正の考え方の基本は、

- ① 第一種事業所の抽出替え（新母集団枠に基づくもの）実施月の新サンプルによる調査結果は、最新の事業所情報を反映した水準と考えられる。
- ② 一方、旧サンプルの調査結果についても、それぞれの調査時点での事業所情報を反映した水準であると考えられる。
- ③ 調査対象が入れ替わったことによる新・旧結果の「ずれ」について、新・旧の期間をまたぐ分析を行う際には、抽出替えを行った月に急激な変化が生じたと考えられることは、不適切であると考えられるため、旧サンプルの結果が新サンプルの結果になめらかに接続するよう、旧サンプルの調査開始時点に遡って段階的に調整する。

賃金・労働時間指数を例に取れば、第一種事業所の抽出替え実施月に旧サンプルと新サンプルとの調査を行い、新サンプルによる調査結果を最新の事業所情報が反映された水準と考え、この水準と現行の指数の水準との間に生じるギャップについて、過去に遡って技術的に補正している。

なお、指数を作成していない所定外給与、特別に支払われた給与及び夏季・年末賞与についても、このギャップの補正計算と同様な計算を行い、増減率のみ改訂する。

ただし、毎月の絶対的な水準を表す実数値については、改訂を行っていない。そのため、公表されている増減率と実数から計算した増減率は必ずしも一致しないので、時系列比較をする際には注意を要する。また、パートタイム労働者比率及び入・離職率はギャップ修正を行わない。

ウ 常用労働者数のベンチマークの更新（常用雇用指数のギャップ修正）

単位集計区分毎に前月のベンチマーク（注1）に対して、標本事業所における前月から当月への変動を反映し、当月の値を算出するリンク・リラティブ方式で常用労働者数を推計している。また、この常用労働者数は、単位集計区分の集計値を積み上げる際のウエイトとしても利用されている。

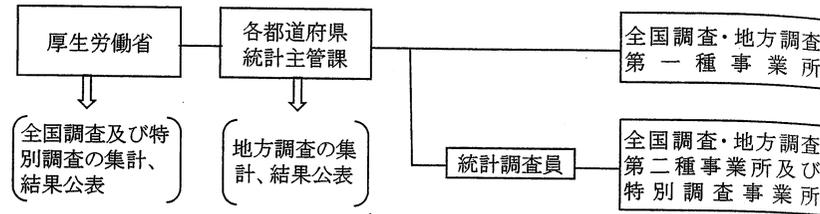
常用労働者数のベンチマークの数値については、センサスの結果が利用できるタイミングで更新している。この時、常用雇用指数（就業形態計）については、前回のベンチマーク設定時点以降の期間の指数についてギャップ修正を行っている。

なお、一般労働者・パートタイム労働者別の常用雇用指数について、基本的には、常用雇用指数（就業形態計）の補正の考え方と同様に行っているが、新母集団労働者数を用いて新・旧の両サンプルそれぞれの集計を行った場合、旧調査結果と新調査結果とでは、前月末の一般労働者・パートタイム労働者の推計値にギャップが生じるため、常用雇用指数（就業形態計）の補正に加えて、このギャップについての補正を行っている。

（注1）前月の母集団労働者数に雇用保険事業所データによる補正を施したものの。

4 調査の機構

毎月勤労統計調査の主な調査系統は次のとおりである。



5 調査対象事業所の抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている。(第2表)

第一種事業所(規模30人以上)は、事業所母集団データベースの年次フレームに基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出している。

調査対象事業所の抽出は、平成30年1月分以降、毎年、最新の年次フレームに基づいて行っている(抽出替え)。なお、抽出替えは、全体の調査対象事業所の3分の1について行い、各組は3年間継続するローテーション方式により調査を行っている。(平成30年及び31年については、経過措置として、全体の調査対象事業所の2分の1について抽出替えを行い、各組は2年間もしくは3年間継続するローテーション方式により調査を行っている。)

第二種事業所(規模5~29人)は、二段抽出法によって抽出している。第一段は、センサスの「調査区」(約22万区)に基づき全国を約7万に分けて設定した毎勤調査区(第二種事業所)を母集団フレームとし、これを5の層に分け、各層ごとに、所定の抽出率によって毎勤調査区を抽出している。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5~29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に調査対象事業所を無作為に抽出している。

第二種事業所は、半年ごとに全体の調査対象事業所の3分の1について入れ替え、各組は18か月間継続するローテーション方式により調査を行っている。

第2表 目標精度

	100~499人	30~99人	5~29人
産業大分類 ^(注)	2%	2%	2%
中分類	3%	3%	3%

(注) 卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)の一括分の抽出区分を含む

21板

第3表 調査区層化基準(第二種事業所)

層番号	毎勤調査区内産業別事業所構成	
1	製造業の事業所比率が30%以上	A種産業1)の事業所数が1以上
2		その他
3	卸売業、小売業及び宿泊業、飲食サービス業の事業所比率が40%以上	
4	学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業の事業所比率が40%以上	
5	その他	

(注) 1) A種産業とは、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業及び情報通信機械器具製造業。

2) 複数の層の条件に該当する場合は番号の少ない層に分類されるものとする。

(2) 標本の追加指定

第一種事業所については、原則3年1か月継続して調査する方式をとっているが、廃止事業所や30人未満へ規模縮小となった事業所の補充を行うため、毎年1月に追加指定を行う。追加指定事業所は、最新の年次フレームの事業所から抽出して指定する。

第二種事業所については、廃止事業所、5人未満へ規模縮小となった事業所や調査区外へ転出した事業所等の補充を行うため、随時追加指定を行う。

6 調査の結果

(1) 全国調査の結果推計方法

ア 推計比率

推計比率は、本月分の推計に用いる前月末母集団労働者数と、本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計の比率のことで、産業、規模別に次式によって定める。

$$r = E / e_0$$

ここに

r: 推計比率(産業、規模別)

E: 前月末母集団労働者数(産業、規模別)

e₀: 前月末調査労働者数の合計(産業、規模別)

前月末推計労働者数は、前月末調査労働者数の合計 e₀ に推計比率 r (=E/e₀) を乗じたものであるから、使用した前月末母集団労働者数 E と等しくなる。

前月末母集団労働者数 E として用いる値は、前月分調査の本月末推計労働者に(3)で述べる補正を施したものである。ただし、最新のセンサス結果が判明したときには、それから作成した値を前月末母集団労働者数とする。このような推計方法は、リンク・リラティブ(link-relative method)といわれるものである。

イ 産業、規模別各種平均値の推計方法

本調査の結果のうち、産業、規模別一人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額の支払総額、延べ実労働時間数、延べ出勤日数のおおの合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除して求める。

R1版

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様である。

$$\bar{a} = \frac{a}{\frac{1}{2}(e_0 + e_1)}$$

ここに

\bar{a} : 各種平均値

a : 各種調査数値の合計

e_0, e_1 : 前月末及び本月末調査労働者数 (いずれも本月分調査票)

ウ 産業計及び規模計の各種平均値の推計方法

産業計、規模計の各種平均値は、産業、規模別の調査事業所の現金給与支給額、延べ労働時間数及び延べ出勤日数の各合計値 (上記イの a) に推計比率 (上記アの r) を乗じてそれを産業又は規模について合計した値を、同様にして計算した前月末推計労働者数と前月末推計労働者数との平均で除して求める。

性別及び就業形態別の各種平均値の推計方法も同様である。ただし、推計比率は同じ産業、規模区分の男女計の推計比率を用い、性別又は就業形態別には定めない。

$$\bar{A} = \frac{\sum ar}{\frac{1}{2}(\sum e_0 r + \sum e_1 r)}$$

ここに

\bar{A} : 各種平均値

a : 各種調査数値の合計 (産業、規模別)

e_0, e_1 : 前月末及び本月末調査労働者数 (産業、規模別)

r : 推計比率 (産業、規模別)

Σ : 産業又は規模について合計をとることを示す記号

エ 労働者数の推計方法

産業、規模別前月末及び本月末推計労働者数は、調査事業所の前月末及び本月末調査労働者数の合計 (上記イにおける e_0, e_1) に推計比率 r を乗じたもの ($e_0 \cdot r, e_1 \cdot r$) のことである。産業計又は規模計の前月末及び本月末推計労働者数は、産業、規模別前月末及び本月末推計労働者数を産業又は規模について合計したもの ($\Sigma e_0 \cdot r, \Sigma e_1 \cdot r$) である。増加労働者数及びパートタイム労働者数の推計も同様である。

性別及び就業形態別の推計方法も同様である。ただし、一般労働者数は、就業形態別推計労働者数からパートタイム労働者数を引くことによって求めている。

オ 産業及び規模区分

上記ア～エにおける産業とは、「第5表 毎月勤労統計調査全国調査 表章産業一覧」に掲げた産業のことである。また、規模とは、事業所規模 1,000 人以上、500～999 人、～499 人、30～99 人、5～29 人のことである。

カ 事業所規模 30 人以上の推計方法

事業所規模 30 人以上区分の推計においては、第一種事業所は、同じ産業、規模区分で

っても組番号によって抽出率が異なることから、第一種事業所の上記ア～エにおける前月末及び本月末労働者数並びに各種調査数値はそれぞれ当該事業所の抽出率の逆数を乗じて合計する方法で算出している。

キ 事業所規模 5～29 人の推計方法

なお、事業所規模 5～29 人区分の推計においては、第二種事業所は、同じ産業、規模区分であっても層別に抽出率が異なることから、第二種事業所の上記ア～エにおける前月末及び本月末調査労働者数並びに各種調査数値はそれぞれ当該事業所の抽出率の逆数を乗じて合計する方法で算出している。

(2) 調査結果の増減率

調査結果の増減率は、後述「8 全国調査結果から作成される指数及びギャップ修正等」で解説する指数から計算することとしている。指数を作成していない項目については、指数にならって時系列比較が可能であるように調査結果を補正した上で計算することとしている。

(3) 母集団労働者数の補正

全国調査においては、事業所の新設・廃止等に伴う労働者数の増減を推計労働者数に反映させるため、次により、毎月、母集団労働者数の補正を行っている。

ア 全国調査の対象範囲である 5 人以上事業所の新設、廃止、5 人未満からの規模上昇及び 5 人未満への規模下降に伴う労働者数の変動分を、雇用保険事業所データにより、産業、規模別に推計する。

イ 調査事業所の常用労働者数が変動したことにより、対象範囲の中で規模変更があった場合には、その都度、集計規模区分を変更し、その調査事業所の規模変更に伴う規模別労働者数の変動区分を推計する。

ウ ア、イで推計した産業、規模別労働者数の変動分を、前月分調査による本月末推計労働者数に加えたものを (又は減じたものを)、今月分調査の集計で使用する母集団労働者数とする。

(4) 平成 30 年 1 月分の結果推計用の母集団労働者数

第一種事業所の抽出替えを行った平成 30 年 1 月分調査の結果推計においては、産業、規模別の前月末母集団労働者数は、旧集計については、平成 29 年 12 月分調査の本月末推計労働者数を (3) により補正したものであり、新集計については、平成 26 年経済センサス-基礎調査により新たに算定したものである。

(5) 集計事項

毎月勤労統計調査要綱のとおりである。

月への変動を反映し、当月の値を算出するリンク・リラティブ方式で常用労働者数を推計している。また、この常用労働者数は、単位集計区分の集計値を積み上げる際のウェイトとしても利用されている。

常用労働者数のベンチマークの数値については、センサスの結果が利用できるタイミングで更新している。この時、常用雇用指数（就業形態計）については、前回のベンチマーク設定時点以降の期間の指数についてギャップ修正を行っている。

なお、一般労働者・パートタイム労働者別の常用雇用指数について、基本的には、常用雇用指数（就業形態計）の補正の考え方と同様に行っているが、新母集団労働者数を用いて新・旧の両サンプルそれぞれの集計を行った場合、旧調査結果と新調査結果とでは、前月末の一般労働者・パートタイム労働者の推計値にギャップが生じるため、常用雇用指数（就業形態計）の補正に加えて、このギャップについての補正を行っている。

（注1）前月の母集団労働者数に雇用保険事業所データによる補正を施したもの。

9 平成30年1月分調査における指数の改定の考え方

平成30年1月分調査のギャップ修正は、これまで集計に用いている母集団労働者数を、「平成26年経済センサス-基礎調査」に基づく労働者数に変更したことから、常用雇用指数について補正を行った。

(1) 常用雇用指数（就業形態計）

平成30年1月分調査の補正においては、ベンチマークを「平成21年経済センサス-基礎調査」（平成21年7月1日現在）から「平成26年経済センサス-基礎調査」（平成26年7月1日）に変更したことから、平成21年7月分以降についてギャップ修正を行った。

以下に、具体的な指数の補正方法を示す。

ア 平成26年センサスの常用雇用者数と毎月勤労統計調査の推計常用労働者数とのギャップ率を

$$G_1 = \frac{\text{平成26年経済センサスによる常用雇用者数}}{\text{平成26年6月分の本調査期間末常用労働者数}} \quad (\text{小数点以下第7位まで})$$

として、平成21年7月分から平成26年6月分までの指数を次式により補正した。

$$I' \text{ (補正後指数)} = I \text{ (補正前指数)} \times \left\{ 1 + \frac{n}{60}(G_1 - 1) \right\} \quad (\text{小数点以下第1位まで})$$

ここで、nは、平成21年7月から当該月までの月数とする（平成21年7月；n=1、平成26年6月；n=60）。

イ また、このギャップ率G₁を用いて、平成26年7月分から平成29年12月分までの指数を次式により修正した。

$$I' \text{ (補正後指数)} = I \text{ (補正前指数)} \times G_1 \quad (\text{小数点以下第1位まで})$$

ウ さらに、この補正した指数の平成27年平均が100となるように、指数作成開始時点から平成29年12月分までの指数を次式により補正するとともに、基準数値を変更した。

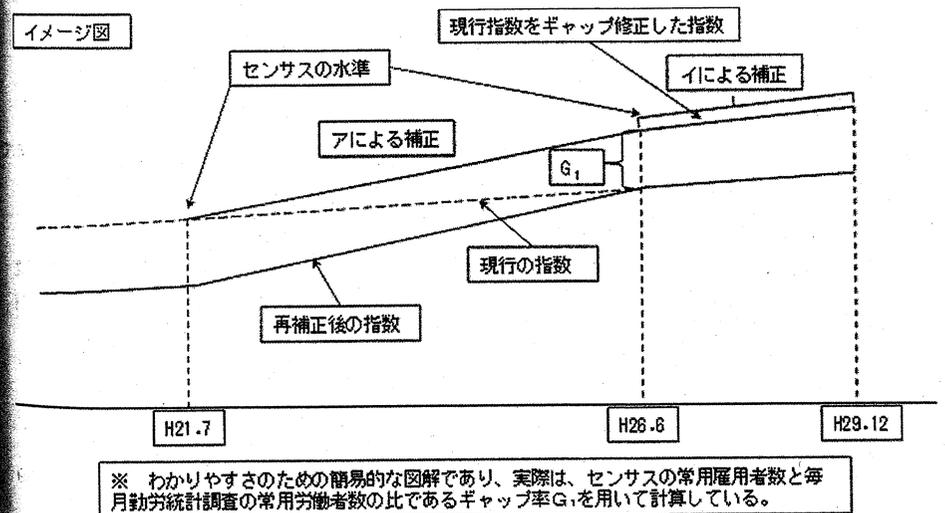
$$I'' \text{ (再補正後指数)} = I' \text{ (補正後指数)} \times \frac{\text{注}}{\text{平成27年各月の補正後指数の合計}} \quad (\text{小数点以下第1位まで})$$

注：補正指数の作成ができない月がある場合、作成できた月の数×100

$$\text{新基準数値} = \frac{\sum E_{H27, i}}{12}$$

Σ : 平成27年1月から12月までを合計
 E_{H27, i} : 平成27年i月分の本期末推計労働者数×G₁（平成27年の各月に同じ係数G₁を乗じる。補正前基準数値をG₁倍することと同じ。）

ここで、新基準数値は、平成27年における12か月分の実数（本期末推計労働者数）を指数と同様の方法で補正し、単純平均して算出する。過去の指数の改訂と併せて計算する。



エ 上記アの補正を行った指数により、増減率を平成21年7月分から平成27年6月分について再計算した。（平成21年6月分以前及び平成27年7月分以降については、再計算しない。）

(2) 一般・パートタイム労働者別常用雇用指数

一般・パートタイム労働者別常用雇用指数は、基本的には、(1)の常用雇用指数（就業